

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要）

公表日：令和 6年 3月 29日

評価 機 関	名 称	一般社団法人 広島県シルバーサービス振興会
	所 在 地	広島県広島市南区皆実町一丁目6-29
	事業所との契約日	令和5年9月1日
	訪 問 調 査 日	令和6年1月31日
	評価結果の確定日	令和6年3月8日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり ・ なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	廿日市市立平良保育園	種 別	保育所		
事業所代表者名	松岡 満里子	開設年月日	昭和27年4月1日		
設置主体	廿日市市	定 員	168	利用人数	141
所 在 地	〒738-0025 廿日市市平良一丁目21番8号				
電話番号	0829-32-7521	F A X 番号	0829-32-7521		
ホームページアドレス	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/35/36897.html				

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	事業所の主な行事など
・ 0歳児（生後57日目）から5歳児までの保育	・ 入園のつどい・保育参観・懇談会（年2回～3回）
・ 短時間保育（8:30～16:30）	・ 内科健診・歯科検診（年2回）・遠足（年2回）・カレー会
・ 長時間保育（7:30～18:30）	・ セタ会・プールはじめ、おわり・平和のつどい・夏祭り
・ 延長保育（18:30～19:00）	・ 運動会・お月見会・交通安全教室・焼き芋会・発表会
・ 障がい児保育	・ クリスマス会・新年のつどい・豆まき・お店屋さんごっこ
・ 園庭開放	・ ひな祭り・お別れ会・卒園式
	（毎月）身体測定・誕生会・避難訓練・巡回移動図書館（2ヶ月に1回）
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
・ 保育室 10室	・ 調乳室 1室 ・ 沐浴室 1室
・ 午睡室 1室	・ 遊戯室 1室 ・ 調理室 1室
	・ 医務室 1室 ・ 事務室 1室
	・ 砂場・プール・休憩室・相談室・トイレ
	・ 倉庫

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
・ 園長	1	・ 栄養士	1
・ 副園長	1	・ 調理員	5
・ 主任専門員	2	・ 子育て支援員	2
・ 専門員	1	・ 事務員（週2日）	1
・ 主任保育士	2	・ 嘱託医（内科）	1
・ 保育士	21	・ 嘱託医（歯科）	1
・ 加配保育士	5		

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

廿日市市が直接運営している15園の保育園の一つである。廿日市市で保育理念、保育方針、保育目標が同じで「入園のしおり」や中・長期計画についても廿日市市健康福祉部こども課で作成している。また、15園の園長が集まり、定例会議を開催し、情報交換や課題を協議している。行政で取り組むこと、保育園それぞれで取り組むことを明確にしている。定例会議では廿日市市の保育理念など新年度を前に見直しを行い、決定している。

ICT機器コドモン(保育向け保護者との連絡共有アプリ)を令和5年6月からスタートする。コドモンを利用して登園管理や保護者からの連絡、お知らせの一斉配信など行っている。

令和5年5月にG7広島サミットが開催され、それをきっかけにいろいろな国に関心を持つようにしている。

廊下に世界地図を貼り、給食のメニューに各国の料理を取り入れて「おいしい！」を各国の言葉で言っている。毎年、7月には「平和のつどい」を行い、平和について絵本やお話し、DVDを通して考え、平和を願って千羽鶴を近くの平良市民センターに持っていき平和公園に届けてもらっている。日常的に社会と関わる機会を持つことを行っている。

◎特に評価の高い点

年齢に応じた絵本を職員がほぼ毎日読み聞かせを行っている。幼児組は週に1回、絵本の貸し出しを行い、定期的に移動図書館が来園し絵本を貸し出している。読み聞かせの時間は職員の読み方にも臨場感を持たせ、乳児から絵本に親しんでいるので、その時間は集中し、絵本を楽しむよう工夫している。

絵本の話を中心に想像して登場人物や話を膨らませて想像豊かな劇を制作し、発表会で披露した。

保育内容についてはこどもの自主性を重んじ、お店屋さんごっこではお店で売るものについて皆で決めて創作している。

廿日市市の保育園の人事体制を調整する際、職員の意向を踏まえ、15の保育園で人事異動を定期的に行われている。それが職員には良い意味で自己の振り返りと研鑽を積む機会を与えられている。保育の専門性を高める結果につながっている。

◎特に改善を求められる点

毎月、月案検討会を昼や夕方に実施し、情報の共有や課題に関する検討を行っているが、職員のシフトにより職員全員が参加する会議が開催されていない。担当者別の会議も実施し、出席が出来ない職員には会議録の回覧を行い、特に重要な案件では園長が口頭で知らせている。しかし、職員全員が出席し対面による会議は必要であり、特に年度末には、年間事業計画の実施状況の意見交換を行う事を期待する。役割分担と職員待遇に開きがあり、それが保育士不足の原因となっている。全国的な問題であるが、廿日市市の規定で公務員であるかどうかで一線を隔てる方法を改善する時期にきていると思える。施設の老朽化は目立つが保育園であることが外見からわかりにくい。こどもを大切にしている廿日市市ならばこどもの感性を高める環境を整えることが必要である。

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

このたび、『福祉サービス第三者評価』を受審し、様々な評価やご意見をいただきました。職員と共に、結果をふまえながら、評価していただいた項目等に関しては、保育業務への意欲に変え、改善点については、より良い保育サービスの提供に繋がるように検討及び改善してまいります。心身共に、園児の健やかなる成長発達を願いながらの保育活動を充実させ、保護者の方々が安心して預けられる保育園を目指し、努力を続けてまいります。あわせて、職員が働きやすい環境作りも引き続きしていきたいと思っております。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1) 理念・基本方針 自己評価：NO. 1-2	保育理念、基本方針は毎年、こども課と園長会で確認して明文化されている。方針の中に子育て支援の拠点として子育て家庭に目を向けて支援すると記載している。入園説明会で入園のしおりに書かれてある理念や方針、目標を保護者には説明をしている。園だより4月号にも記載している。職員は理念、方針をもとに保育計画を立案している。
	(2) 計画の策定 自己評価：NO. 3-4	事業計画の目標数値等は子ども・子育て支援事業計画に掲載している。毎年、年度末に検証・評価している。事業計画を策定するには前年度の反省を踏まえ、保護者アンケートの結果や園庭開放時に地域住民からの意見をもとに作成している。計画は職員会議で検討し内容を説明している。計画書は職員に配布している。
	(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO. 5-6	職務分担表で役割と責任について明文化している。遵守する法令は研修で理解を深め、職員会議で説明をしている。保育の質の向上と効率化を検討し、フリー保育士が勤務時間内に子どもたちから離れる時間を設け、事務に専念する時間を持っている。職員の面談は定期的に行い、自己評価も実施、思いを聞いてアドバイスすることもある。園長と副園長で情報共有している。
2 組織の运营管理	(1) 経営状況の把握 自己評価：NO. 7-8	「ぜんほきょう」（全国保育協議会）の研修会や「保育の友」の専門誌で保育園の動向を把握している。人口推移をもとに待機児童や特別保育の検討を行っている。延長保育が18時半から19時になる。1年間の育休明けから職場復帰する人が多いため、1歳児の入園が多い。経営状況は地方自治法に基づき、毎年、決算監査を受けている。職員会議で経営に関する情報は周知している。
	(2) 人材の確保・養成 自己評価：NO. 9-12	こども課が人材確保や定員管理計画を作成、職員配置を行っている。正規職員に比べて非正規職員の比率が高い。職員には研修情報を提供し、研修ができる体制があり、研修報告は実施している。職員全員に半期ごと人事評価を行っている。休暇は取りやすい体制にあり、市の健康増進事業で親睦を深めている。実習生には実習プログラムが用意され、受け入れは積極的に行っている。
	(3) 安全管理 自己評価：NO. 13	リスク別の緊急対応マニュアルを作成し、職員は周知している。各保育室にマニュアルを置き、すぐに手に取れるようにしている。アレルギー対応児、個別の配慮が必要な園児の対応については個別のリストを作成して職員間で情報共有を行っている。ヒヤリハットについては職員会議等で情報共有し、危機回避の対策を講じ、再発防止に努めている。
	(4) 設備環境 自己評価：NO. 14-15	施設は老朽化して修繕しながら使っている。面談室は独立している。遊戯室は保育場面で有効に使っている。また、カーテンで仕切り、面談室としても使っている。トイレについては安全面を考慮して仕切っていない所もある。プライバシー保護の観点で一部、仕切り設置の検討も必要である。保育室の清掃はクラス担当職員が行う。共有部分は週2回シルバー人材センターに委託して行っている。
	(5) 地域との連携 自己評価：NO. 16	新型コロナウイルス感染症の5類化で少しずつ地域の行事が復活している。今年度に地域の夏祭りを再開し、幼児組では希望する園児が保護者と一緒に夕方から参加、演目を披露した。園庭開放を月1回、実施、地域の主任児童委員も参加している。地域の子育て支援の一助になっている。子育て相談の電話相談も受け付けている。
	(6) 事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	廿日市市の公立保育園の園長会を月2回、廿日市市公立私立合同園長会を年2回から3回、その他、市主催の専門研修会、保育連盟の研修会等に参加、情報交換、より良い運営について協議している。財務諸表の公開については公立保育園は対象外となっている。

3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24	職員会議で適切な対応について意見交換し、園全体の取り組みにつなげている。年に1回人権研修を行い、人権に配慮した保育を行っている。個人情報保護法のマニュアルがあり、相談室を設け記録は鍵のかかる書庫に保管している。保育園と保護者会からアンケートを年1回行い、懇談会も再開している。保護者の苦情についてマニュアルはないが職員会議で周知し、改善策等検討している。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	今年度から職員による自己評価を行い、まとめたものを園の自己評価として、そこから課題を取り上げ、検討及び改善に取り組むようにしている。質の確保のために保育園には各マニュアルが文章化され、各クラスに設置している。マニュアルの変更は園長会で協議し、変更については各保育園に一斉に周知を図っている。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO. 29-32	利用希望については廿日市のホームページで情報提供をしている。体験利用の制度はないが、園の見学は随時受け付けている。毎月作成する園だよりは市民センターと地域の民生委員に配布している。入園の説明は園長と副園長のみが対応している。転園時には児童票は引き継いではないが保護者の同意を得て必要に応じて提供している。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

1 体制事業の基 本運営	(1) サービスの質の確保 自己評価：NO. 1-3	月案検討会議を月に1回開催し情報や課題を共有しているが、職員シフトにより、全員出席の会議は開催されていない。担当者別会議も定期的に開催され、出席できない職員には会議録を回覧し情報の共有を図っている。園長・副園長が年に1～3回、全職員対象の面談を行い、職員の意見を聞いている。学年ごとの主任や専門員が職員への指導・助言を行い、園長・副園長も具体的な指導を行っている。個別の配慮が必要な園児には、必要に応じて療育機関の指導・助言を受けている。
2 子どもの発達援助	(1) 発達援助の基本 自己評価：NO. 4-8	市の計画を基に「全体的な計画」を策定し、計画には地域特性や小学校との連携も明記されている。個別の配慮を必要とする園児の指導計画も作成し、指導計画は毎月1回評価している。毎月実施する月案検討会では、園児の情報交換や対応策も検討している。園長は保育専門書籍から保育に役立つ記事を職員に紹介している。「お店やごっこ」や「カレー会」で異年齢園児との交流を行っている。市の多文化共生推進員が外国籍の園児や保護者に対して支援する体制がある。
	(2) 健康管理・食事 自己評価：NO. 9-14	園児の既往歴やアレルギー等の情報は保護者から得ている。健康状態に配慮が必要な園児は、必要事項を明記した「緊急時個別対応ファイル」を用意し対応している。地域特産品や季節の食材を使用した料理などを提供し、園児が収穫した玉ねぎを利用したカレー会など食事を楽しむ工夫をしている。アレルギー対応園児の情報は職員間で共有し、代替え食材を使用した食事を提供している。トレーに園児名と食材を表示し、お代わり用の容器を用意して配慮している。
	(3) 保育環境 自己評価：NO. 15-17	園庭の遊具は、定期的に職員・園長が安全点検を実施し、年1回、委託業者の点検を行っている。0歳児クラスに午睡室を用意している。園児が収穫した野菜を展示して皆に紹介し、落ち葉や木の実を作品制作に利用している。幼児組の園児には、週に1回、絵本の貸し出しを行っている。
	(4) 保育内容 自己評価：NO. 18-23	3歳児から当番活動を行い、手洗いの順番を守るなどルールを身に着ける指導をしている。幼児組は動物公園に行き、公共施設でのマナーを習得している。職員が園児に働きかけ自由に考案した劇を発表会で披露した。年齢に応じた絵本の読み聞かせを行っている。午睡中の事故予防として、午睡チェックを実施し、0歳児は5分間隔のチェックでうつ伏せにならないように配慮している。個別の配慮を必要とする園児には加配職員を配置し療育機関と連携し対応している。
3 子育て支援	(1) 保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28	年2回、各クラスで保育参観とクラス懇談会を実施し、必要に応じて個別懇談を実施している。園児の様子は連絡帳や各クラスのホワイトボードで紹介している。園児の日常の活動や誕生会などの様子は写真を掲示して保護者に紹介している。不適切な養育の可能性のある園児については、マニュアルに沿って対応し、必要があれば関係機関に連絡している。
4 子どもの安全	(1) 安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31	食中毒や感染症に関するマニュアルを整備し職員に周知している。保護者には「広島県夏の食中毒予防期間」のポスターを掲示し、感染症の感染状況をホワイトボードで紹介して注意を喚起している。毎月、テーマを決めて避難訓練を実施している。自然災害に対する避難対策が今後は必要と考えられる。不審者情報は関係機関からメールで情報が届いている。交通安全教室で、暮らし安全指導員が不審者対応の話を園児に説明している。
5 地域との関わり	(1) 関係機関及び地域との連携 自己評価：NO. 32-34	小学校教諭と職員が情報交換を行う機会がある。また、職員が小学校での授業参観に参加して卒業生の状況を見学できる機会がある。毎月、園庭開放を行い、必要があれば保育相談に応じ、地域の情報を入手している。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	A	A	

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	C	C	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	B	B	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	B	A	

(3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	B	○
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問		第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	--	-------	-------

(5) 地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	B	
----	--------	---	---	---	--

(6) 事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	B	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	公立は対象外		

3 適切な福祉サービスの実施**(1) 利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	B	B	

(2) サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	B	B	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	B	B	

(3) サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、(同意を得)ていますか。	B	B	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	B	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 事業所運営体制の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	B	B	○
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども（保護者等を含む）に関する情報（データを含む）は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	B	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	B	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	B	B	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	B	B	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

(4) 保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つよう働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援**(1) 保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全**(1) 安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	B	B	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	B	A	

5 地域との関わり**(1) 関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	B	B	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	D	対象外	